

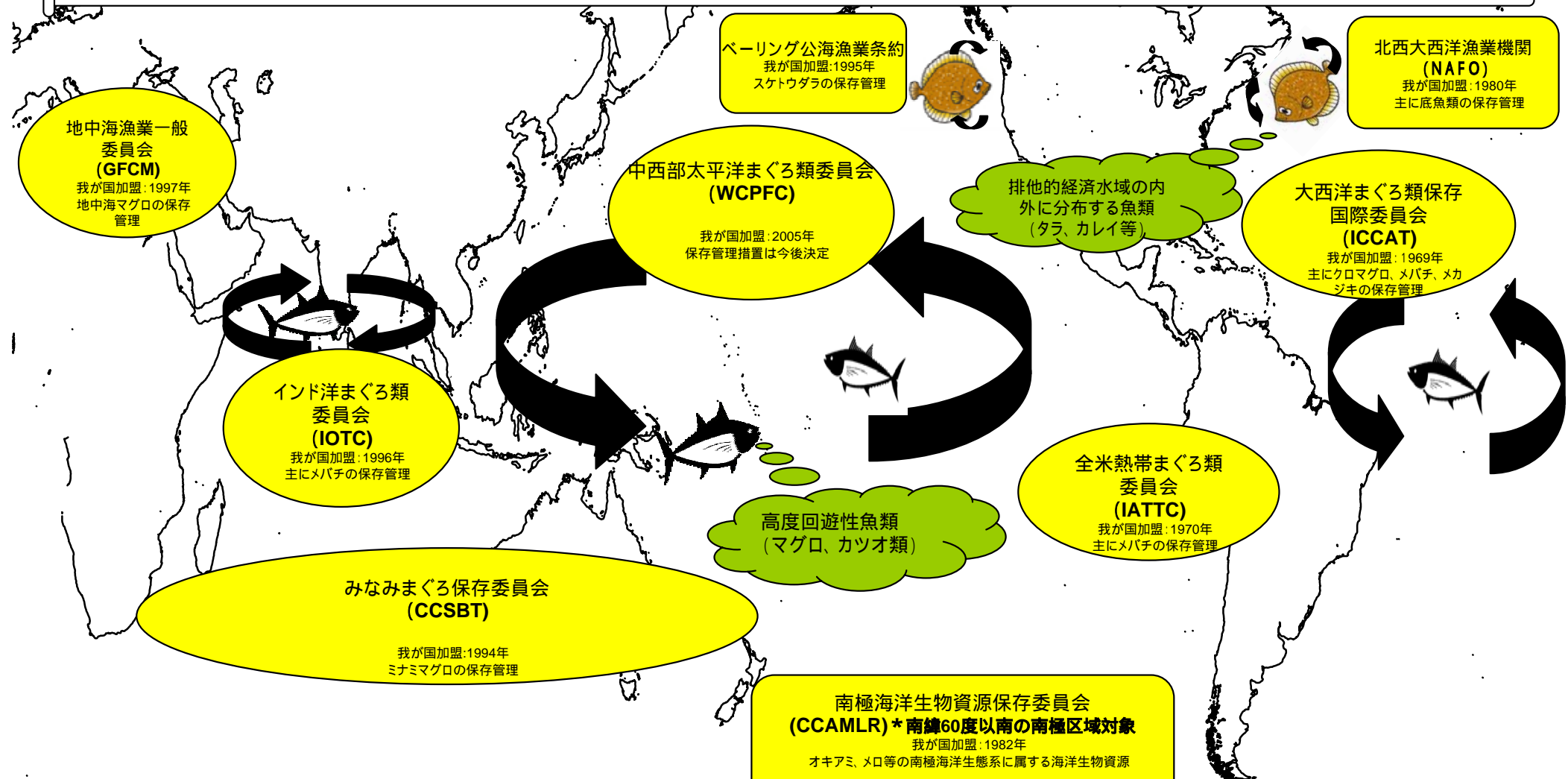
# 国連海洋法条約

地域漁業管理機関を通じた協力義務を一般的に定める(地域機関の未加盟国や適切な保存措置を定めない地域機関は規制できない。)

## 国連公海漁業協定

地域漁業管理機関の未加盟国であっても機関に従うことを義務づける等、適切な保存措置に関する一般原則を定める。

地域漁業管理機関：回遊性魚類は海洋を広範囲に移動。各海域で保存管理のための機関を設立。



遠洋漁業国であり、マグロ類の最大輸入国である我が国は、魚類の保存と持続的な利用を図るため、順次各地域漁業管理機関に加盟。

我が国は2005年のWCPFC加盟により、主要な機関のすべてに加盟。各機関の通則である本協定を締結する準備が整った。